

建設業法等に基づく技術者等の配置についての注意事項

適正な請負契約の締結や建設工事の施工等を確保するため、営業所の専任技術者や工事現場の主任技術者等については、建設業法等関連法令において各種の条件が設けられています。

建設業者の皆様は、次のような事項について十分理解して、建設工事を適正に施工していただきますよう、よろしくお願いします。

1 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号）

- ・営業所に常勤して、専らその職務に従事することが必要とされています。
- ・従って、工事現場に専任を要する主任（監理）技術者になることはできません。

「専任」とは、他の工事現場等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場等に係る職務のみに従事していることをいいます。

例外として、次の要件をすべて満たす場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任（監理）技術者を兼ねることができます。

- ・当該営業所で契約を締結した建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

2 建設工事現場に配置する主任技術者（建設業法第26条第1項）

- ・元請、下請、請負金額に関わらず、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を配置することが必要とされています。
- ・一定の下請契約金額以上等の場合は、監理技術者の配置が必要とされています（下記3）。

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（県工事では3ヶ月以上）があることが必要です。

公共性のある建設工事（個人住宅等を除くほとんどすべての建設工事）において、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の工事に配置される技術者（主任技術者又は監理技術者）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、次に記載の特別の場合を除き、他の工事現場との兼務はできません。

※ 技術者が営業所の専任技術者のみの場合は、兼務できないため当該工事を受注できません。

<同一の主任技術者が他の建設工事現場との兼務が可能な特別の場合>

- ・工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は、施工にあたり相互に調整を要する工事
- ・かつ、工事現場の相互の間隔が10km以内程度の近接した場所で、同一の建設業者が施工する場合

3 建設工事現場に配置する監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。（別表【建設業法における工事現場の技術者制度】参照）

（裏面に続きます）

専任の監理技術者は、統合的な管理を行う性格上、2以上の工事を兼任することはできません。ただし、次の条件を満たす場合にはこれら複数の工事を一の工事と見なして管理することができます。

- ・契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。
 - ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められること。
- (当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限りです。)

【建設業法における工事現場の技術者制度】

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)		指定建設業以外(左以外の21業種)			
	土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園工事業		大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゆんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設工事業			
許可の区分	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額	3,000万円(建築一式4,500万円)以上	3,000万円(建築一式4,500万円)未満	3,000万円(建築一式4,500万円)以上は契約不可	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約不可
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者		主任技術者		
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級, 2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級, 2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設や工作物に関する建設工事(個人住宅を除くほとんどすべての工事)であって、請負金額が2,500万円(建築一式5,000万円)以上となる工事				
	監理技術者資格者証	専任を要する場合は必要※	不要	専任を要する場合は必要※	不要	

※専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任しなければなりません。(建設業法第26条第4項)

4 建設工事現場に配置する専門技術者 (建設業法第26条の2)

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容に他の専門工事が含まれ、これを自ら施工しようとするときは、当該専門工事に関し主任技術者の資格を有する専門技術者を工事現場に配置しなければなりません。

- ・一式工事の主任技術者又は監理技術者が、他の専門工事についても主任技術者の資格を有する場合には、専門技術者を兼任できます。
- ・自社内で専門技術者を配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該専門工事を施工(下請)させなければなりません(当該専門工事が軽微な建設工事※である場合を除く。)。 ※建築一式工事で1,500万円未満の工事又は150㎡未満の木造住宅工事、建築一式工事以外で500万円未満の工事

5 建設工事現場に配置する現場代理人 (建設業法第19条の2)

工事現場に現場代理人を配置する場合は、請負者の代理人として、工事現場に常駐して、契約の履行に関し、その運営、取締を行うほか、一部を除き請負者の一切の権限を行使します。

- ・資格の有無は問いません。
- ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(一定の県工事では3ヶ月以上)があることが必要です。
- ・営業所の専任技術者は、現場代理人を兼務することはできません。
- ・現場代理人としての業務に支障のない場合は、主任(監理)技術者を兼務することができます。
- ・経營業務管理責任者は、その業務に支障のない場合は、現場代理人を兼務することができます。